

## 避難施設の一部は津波や土砂災害等の危険区域に設定されたまま 4月に改正された災害対策基本法等に違反しており無効

### 1. 水俣市、出水市、薩摩川内市は、避難施設が一部違法状態にあることを認める (10月27日の3市への申し入れ)

- \* 今年4月の「災害対策基本法」等の改正で、津波等の危険区域（「安全区域」外）に、避難施設を設定してはならないことを、3つの市は認識していた。
- \* 現在の避難計画では、避難施設の一部が津波や土砂災害の危険区域に設定されていることも認識していた。
- \* 市の担当者は、この現在の状況は「法に違反している」と自ら語った。
- \* 避難施設は4月の法改正前に指定していたため、現在の施設は使えず、見直しを進めていると説明。見直しは簡単な話ではなく、時間がかかる。

#### ①水俣市の場合 【10:40~11:00頃 水俣市長と面談】

- ・多くの出水市民（鹿児島）の避難所になっている体育館が、土砂災害や洪水・高潮の危険区域に設定されている。[別紙：水俣市民の調査結果等参照]
- ・例えば、久木野小体育館（268名収容）は土砂災害の危険区域、第二中学校体育館（443名収容）は洪水・高潮の危険区域等々。
- ・「このままでは、法に違反しているので、今年度中に見直しを完成する予定で作業を進めている」。
- ・出水市民の避難所となっているため、このことは「出水市にも伝えるようにする」。
- ・水俣市長は、「再稼働については、これら避難計画の問題がクリアされてからだと思っている」と発言。

#### ②出水市の場合 【13:00~13:25 避難元の出水市へ申し入れ 防災担当者が対応】

- ・出水市は、30km圏をまたいでおり、避難元と避難先という二つの側面がある。
- ・30km圏内で、バスに乗り込むための一時集合場所も、30km圏外の避難所（体育館等）も、危険区域に設定してはならないことになっている。そのため、「このままでは法律に違反するため、施設設定の見直しを進めている」。
- ・避難先である水俣市の避難所が危険区域に設定されていることは「初めて聞いた」と驚いた様子。このことは、「鹿児島県にも伝える」「水俣市とも相談する」と述べた。
- ・出水市は避難計画の住民説明会で、バスに乗る一時避難場所が遠いので、近くの公民館等にバスが来るようにしてほしいとの要望が出た。その要望を取り入れたいとのことだが、その場合も、近くの公民館が危険区域にある場合は、指定はできないとのこと。
- ・一時集合場所も避難所も、両方に法改正は適応される。

③薩摩川内市の場合 【16:00～16:30 市の広報課・議会事務局が対応】

- ・一時集合場所（バスで避難するための集合場所）に指定されている一部の施設は、津波の危険区域に設定されている。
- ・例えば、一時集合場所である「滄浪地区コミュニティーセンター」「亀山小学校」（写真）等。施設の看板も「津波注意！！高台はこちら」と避難方向が書かれている。
- ・対応された職員は、このままでは「違反、違法状態にある」と発言。
- ・同時に、「再稼働までには時間があるので、それまでに改定するだろう」とも述べた。
- ・避難先である南さつま市等の体育館が危険区域にあるかどうかは確認できていないとのこと。危険区域にある施設については、「改定しななければ市民も安全ではない」とも発言。



亀山小学校 最大で3740人が集合  
原発まで約10km グリーンピース資料より

## 2. 災害対策基本法等の4月改正で、避難施設は危険区域には指定できなくなった

### (1) 災害対策基本法は、原発の大事故時にも適用される。

- ①災害対策基本法は、一般の自然災害のみならず、「放射性物質の大量の放出」を原因とする大規模な事故も災害として含めている（災害対策基本法施行令 第一条）。この法改正に伴い、原子力災害対策特別措置法（原災法）でも同様の扱いとなり、一部規定が原発事故に特有のものとなった。

◇災害対策基本法施行令

（政令で定める原因）

第一条 災害対策基本法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

- ②4月に改正された災害対策基本法では、避難施設（「緊急避難場所」と「避難所」）の「指定」と「基準」に関する規定が盛り込まれた。

- ③法改正により、津波等の避難施設を危険区域に指定することはできなくなった。

よって、一部の避難施設が危険区域に指定されたままの鹿児島県の避難計画は、災害対策基本法及び原災法に違反となる。

- ④避難施設は、一時集合場所であろうが、避難所であろうが、津波や土砂災害等の危険区域に指定してはならないのは当然のこと。避難ができなくなってしまう。過去の災害を教訓に、法改正が行われたのであり、それを守ることは防災の基本。

※バスで移動するために集合する「一時集合場所」・・・法的には「緊急避難場所」に該当。該当条文は第49条の4

※避難者が滞在する体育館等の「避難所」・・・法的には「避難所」に該当。該当条文は第49条の7

(2) 「一時集合場所」・「安全区域」内に指定しなければならない。

安全区域外に指定する場合は、「内閣府令で定める技術的規準」を満たす必要があるが、原発事故の場合にこの規準はない。10月24日の政府交渉で内閣府担当者が認めた。そのため、バスで移動するために集合する「一時集合場所」は安全区域内に指定する必要あり。

◆参考：一時集合場所（緊急避難場所）に関する条文

(指定緊急避難場所の指定)

第49条の4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における円滑かつ迅速な避難のための立退き又は屋内への退避の確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を指定緊急避難場所として指定しなければならない。

[原子力災害対策特別措置法（原災法） 災害対策基本法の読み替え\*による]

※「読み替え」とは、災害対策基本法の文言を、原災法に適用するために、一部文言を変えて適用するという意味。

【政令で定める基準】とは、「施行令」で以下のように定められている。

(指定緊急避難場所の基準)

第20条の3 2項 原子力災害が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（第20条の5において「安全区域」という。）内にあるものであること。ただし、次のイに掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。

イ 原子力災害に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。

[原災法施行令 災害対策基本法施行令の読み替えによる]

【内閣府令で定める技術的規準】は定められていない。

・この技術的規準が定められていないことは、10月24日の政府交渉で、内閣府防災担当者が認めた。

・「内閣府令で定める技術的規準」は、一般災害の場合は「災害対策基本法施行規則」で規定されている。しかし、「原災法施行規則」には技術的基準は規定されていない。

「原災法施行規則」（文部科学省・経済産業省・国土交通省令第二号）の最終改正は、2008年（平成20年）3月28日と古く、福島原発事故後も改定されていないため。

(3) 「避難所」・「安全区域」+30km圏外

避難先の体育館等の「避難所」については、10月24日の政府交渉で、内閣府の防災担当者が、原発事故の場合は、土砂災害等の危険区域以外（「安全区域」）でさらに30km圏外に指定すると明確に説明している。

【避難所の件】

市民：原子力の災害で逃げてくる人が避難する場所が、例えば山から土砂崩れが起こる場所にあるとか、それは禁止ということによろしいですか。

喜多：避難先の施設についてはですね、すでに一般防災、えー災害対策基本法に基づいてですね、避難所については既にそういうところから指定されるということになっております。そのあとから、原子力災害にとってはですね、UPZの外、30kmの外の施設の中で選ぶということになっています。

市民：安全区域の中から選ぶということによろしいですね。

喜多：基本的にそういうことです。

10月24日 政府交渉（参議院議員会館講堂にて）

担当者：内閣府 原子力防災担当 喜多 充氏

◆参考：避難所に関する条文

（指定避難所の指定）

第49条の7 市町村長は、想定される原子力災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退き若しくは屋内への退避を行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

[原災法 災害対策基本法の読み替えによる]

【政令で定める基準】とは、「施行令」で以下のように定められている。規準はいくつかあるが、今回の場合は下記の三項が該当

（指定避難所の基準）

第20条の6 原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される法第49条の7第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

三 想定される原子力災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

[原災法施行令 災害対策基本法施行令の読み替えによる]

災害対策基本法施行令の場合

三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

◇「災害」を「原子力災害」に読み替えることになっている。

これによって、上記のとおり原発事故時の避難所は「安全区域」+30km圏外に指定となる。